



★下水道宅内排水設備の施工はもう済み了吗か？

下水道供用(使用)開始区域においては、順次下水道へのつなぎ込みをしていただいています。

供用開始区域では、溝がきれいになり、蝇や蚊の発生を防いでいます。汚水が直接川へ流れ込まないため、濁った川も澄んだ流れになってきていて、夏場の悪臭発生も減っています。

各家庭の排水設備工事を早い時期に行っていただくことにより、下水道施設がより有効に活用されることとなります。早期施工にご協力ください。

なお、施工については市の指定工事店に依頼してください。

※ 1. 宅内排水設備工事については、市の条例で供用開始の日から3年以内に行うことと定められています。

※ 2. 下水道使用料は、下水道への接続時点からかかりますのでご了承ください。

★井戸水を使用されている方、もしくは今後予定されている方へ

現在、下水道へ排出される水に井戸水を使用されている場合、下記の方法によって下水道使用量を算定しています。

今後、家庭での使用水の形態が変わる場合や、井戸水メーターを設置される場合は担当課までお問い合わせください。

1 井戸水のみを使用

・井戸水専用メーターを設置し、下水道使用量とする。

(メーター器は役所にて貸与・設置工事は使用者負担)

・井戸水専用メーターを設置していない場合は、1使用月(2カ月)で、1人当たり15 m³使用したものとして下水道使用量を認定する(認定汚水量)。(世帯人数 × 15 m³)

2 水道水と井戸水を併用して使用

・井戸水専用メーターを設置し、水道水使用量に加算したものを下水道使用量とする。

(メーター器は役所にて貸与・設置工事は使用者負担)

・井戸水専用メーターを設置していない場合は、水道水使用量と、井戸水の認定汚水量とを比較し、多いほうを下水道使用量とする。

※ メーターを設置せず、汚水量認定の方法で算定されている方は、世帯人数に変更があった場合、速やかに担当課まで申告してください。

★浄化槽設置整備および浄化槽維持管理費補助事業について

市では生活排水対策として、公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備と浄化槽の設置を進めています。

浄化槽設置整備事業補助制度は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備計画区域外の地域を対象にし、各個人が浄化槽を設置するものに設置費の一部を市で補助するものです。浄化槽維持管理費補助制度は、当該補助制度で設置された浄化槽等の維持管理費の一部を補助するものです。

詳細については、担当課にお問い合わせください。

※公共下水道および農業集落排水処理施設の計画区域外が対象地域となります。

問い合わせ先……北勢庁舎 下水業務課 ☎72-3515 FAX72-2260